

## 第6回 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会 逐語録

日 時 : 令和6年4月27日(土) 14時00分~16時00分  
場 所 : 日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室  
参加者 : 検討会委員 12名、事務局 7名 合計 19名  
配布資料 : ①【資料】次第  
②【資料】席次表  
③【資料】第6回検討会資料(パワーポイント)  
④【資料】第5回検討会 要点録

### 【議題】

1. 開会
2. 本日の検討会について  
前回のおさらい
3. 議事
4. 閉会

### 1. 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、第6回 日野市北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会を開催いたします。本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます。環境共生部主幹の川鍋でございます。よろしくお願いいたします。まず、会を始める前にお願いがございます。本日はオンライン配信と後日動画を公開するため、動画の撮影や録音をしておりますので、ご了承いただければと思います。また、ご発言の際は、マスクを外したうえでマイクをお使いいただき、まずお名前を言ってからご意見ご質問をいただければと思います。ご協力をお願いします。

それでは始める前に、まず、机上に配布させていただいた資料の確認をいたします。本日の次第、席次表、説明用のスライドの写し、前回の要点録 以上4種類となります。過不足等はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、これから先の進行は伊藤会長にお願いしたいと思います。伊藤会長よろしくお願いいたします。

## 2. 本日の検討会について、前回のおさらい

伊藤会長 本日はこの定例会の前の時間を使いまして、浅川と多摩川が合流するところにあるこの北川原公園の持っている、非常に特徴的なですね自然の資源の豊かさみたいなことを体験していただくということで、浅川の川辺りをガイドツアーということで歩いてきました。ちょっとお疲れかもしれませんが、これからあの会議に入っていきたいと思います。

それでは次第に沿って進めていきたいと思いますが、次第の 2-(1)ということで本日の検討会についてです。今回は、前回の検討会を踏まえ方策の選定について議論を行いたいと思っています。まず、次第 2-(2)前回のおさらいについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、事務局よりご説明いたします。今映っているのが今日のタイムテーブルでございます。あの前回同様ですね、あの各案についての方策の選定について、進めていくんですけども、前回いただいたご意見だとか、そういったものご質問に対しての回答ですとか、そういったことも踏まえて、おさらいをします。前回のおさらいですね、まずご質問いただいた内容、あの各委員からいただいたものをまとめてございます。浅海委員からが搬入路を片側に一本化した際、あるいは浅川沿い搬入路を多摩川沿い搬入路に統合した場合、それぞれの影響がどうかという点。それから、旧可燃ごみ処理施設を残置したままのルートが可能なのか。オーバーパス案、アンダーパス案は可能なのかそういった可能性についての質問がございました。中谷委員からは、家屋倒壊等氾濫想定区域図について、あの整理、示してほしいということでした。江藤委員から北川原地区広場側、北川原公園の南の方ですね、にスロープが施工できないとしている理由は何かという点でした。一方でのご意見ですけども、中谷委員からは、浸水想定区域の災害対策について整理すべきではないかというご意見いただいています。窪田委員から、検討委員会設置要領第 1 条に立ち返って、公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置、自然豊かな周辺環境の実現が求められていることを踏まえて、技術的な財政的な問題を含めて、あらゆる方策を検討し解決を導くということ踏まえて議論すべきだろうと。あの原則第 1 条に、立ち返りながら、議論すべきでしょうというご意見をいただいています。笠間委員から、都市計画変更案も、交通誘導員の経費も含めて資料に記載してほしいと。このご指摘は、現在の状況下においてもですね、あの交通誘導員さん入ってますので、あの経費はかかっているでしょうというご指摘です。もう一点、環境定点測定の頻度を増やすべきではないかというご意見がございました。で、あの、概ね質問ご意見は、今日の資料の中で回答をしていくということで進めてるんですが、笠間さんの環境定点測定の頻度を増やすべきではないかという点については、あの浅川の清流環境組合さんの方に申し送り

ということでお伝えをしたということでの回答にさせていただきます。ちょっと今日の検討会の資料の中では回答してないのが一点だけございます。

で、あのその他は前回のおさらい中で、あるいは今日の資料の中で回答します。前回お示しした資料の一部でもあるんですが、周辺交通への影響ということで、何度かご説明していますが、ごみ収集車、搬入する時間帯のピークはですね、14時台とかそういった時間、10時とか14時とか、そういった時間帯になってますので、そもそものこの周辺エリアの地区交通、交差点に負荷がかかるピーク時間というのが朝と夕方なので、10時台14時台はそれとずれていくということで、ごみ収集車の走行に対する数値的な影響は出てきませんという回答になっています。で、かつ、あの、これらがピーク時90台とかですね、延べ台数でいっても130台ぐらい時間でいうのが、ピークの総量になるんですけども、一つに集約されたとしても130台とか、そういった形になるので、それを1時間で、あの、仮に信号に負荷がかかったとしてですね、1サイクルと呼んで一巡の1回の信号の中では1台ぐらい増えるか増えないかなといったことになりますので、あの大きな影響を数値的には出てこないですという回答になっています。もう一点が今映ってるのが、浅川ルートから多摩川ルート、集約統合した場合の影響です。こちらが繰り返しますけど14時月曜日の14時ですね132台というのが一番多い延べ台数の時間帯になっていますこれに対しても、割合的には低いので、数値的な影響はできませんという回答になってございます。

次参ります。可燃ごみ施設の旧可燃ごみ施設を残置した場合のルート変更についてということで、そういった問いがございました。これについては、今この市の資料の抜粋になってますけれども、検量棟の移設が必要になるんですけど、あのスペースが限られているということでそれができるのかどうかという視点、課題がございまして。もう一点が、仮に旧可燃ごみ施設を解体する際ですね、狭い通行部分、通行路部分に足場がつくので、さらに狭くなってしまうと、運用しながらの解体ができるのかどうかという課題があります。もう一点、要検討③ということで示してますけど、新しく今の既存橋が根川にかかっているんですけど、この幅員や規格だと足りないんで、根川部分に新設の橋をつけないといけないとその費用がかかってしまうということになります、という整理になってございます。まずは回答までで先に進めます。更なる質疑があるということは、また後ほどということで。旧可燃ごみ施設解体後のルートについて、今映させていただいてます。で、概ね解体後のルートが今想定されているのがこういうルートになりますということでの想定案をお示ししているということでございます。資源ごみが緑、赤が不燃ごみプラゴミで使用ということになってございます。これも一旦回答までで止めます。

次にまいります。こちらは、あの家屋倒壊等氾濫想定区域についてということでの資料の整理でございます。中谷委員からご指摘あったところです。で、河川堤防の決壊または洪水氾濫流によって、木造家屋の倒壊のおそれがある区域ということで示されているエリア。当地区は、あの区域内に入っていますという整理になります。もう一つ、家屋倒壊等氾濫想定区域についてなんですけれどもやはり、被害想定が、ご覧の通りもう広域、大規模なので、この北川原公園で何かを新しく施設を作るとか、そういったことでこれが回避できるということにはならないんだらうということはお理解いただけるかなと思います。そういった氾濫被害を受ける地区であることを認識した上でですね、新しく施設を作る場合については、そういった被害も受けることを想定して対策を考えておくべきだろうということは共有しておきたいというのが、この右下の黄色の部分に書いた内容でございます。ごめんなさい、前回のおさらいはここまでで一旦お返しします。

伊藤会長

前回のおさらいの部分で何かご意見ご質問がありましたら。よろしいでしょうか。

### 3. 議事

伊藤会長

では、3 の議事ということで、先に進めていきたいと思いますが、(1)の検討課題等の整理についてということで事務局より説明をお願いします。

事務局

では引き続き 3-(1)検討課題等の整理ということでご説明いたします。資料でいうと 11 ページ、3-(1)になります。今までのあの検討会での議論については、南北に広がっている北川原公園ですね、こちらの一体化の実現が必要であろうと、安全健全に往来が自由にできるという環境が必要なんだろうということで一致してます。とすると、このごみ搬入路の一本化が少なくとも、北側の方にですね、必要なんだろうというところまでは理解が進んだのかなということで考えています。今、細長いところもあってですね、国道沿いのバイパス沿いのところ、南北の通行可能な範囲というのが最大でも 60 メーターぐらいあります。写真にお示ししている通りですね、あのバイパスの下が抜けて、いて、往来ができるだろうというエリアがございます。で、こうしたところの、一体的に使える対策案ということの視点が必要だろうということです。②のところに書いてあるんですけど、第 5 回前回までの解消策案については全て都市計画変更が必要ですよという整理になってます。これはいずれの施設が残っても、あの公園の付帯構造物、兼用工作物とか、そういった整理にはならないだろうという認識で、シンボルタワー+エレベーター案とか、オーバーパス案、アンダーパス案、覆蓋化、スロープ等々ですね、何らか施設を作ったときには都市計画変更が必要だろうというのは共有しておきます。どのみち都市計画変更が必要な案ではあるんですけど、今回ですね、浅海委員からのご提案もあったオーバーパス案について追加をして、案の一つにはっきりと加えてあります。

で、次参ります。搬入路を北側へ一本化することについてはおおむね周知ができてきてるかなと、共有できてるかなという認識なんですけれども、それに対する影響ということも併せて考えておく、把握しておく必要があるということで整理をしてお示ししてます。というのは、他の 2 市からも集まってくる車が、北側に一本化したことについて、よって方向的にも制約を受けます。なので、迂回が強いられるということになるので、仮にその迂回を想定していくと、2 キロとか 4 キロとか、そういったことで迂回していく必要性が出てきます。これを仮に、右側に根拠として計算が、細々書いてございましてけれども、あの想定でいくと、1 日に 2.4 台ぐらいの増加分の迂回とか、その非効率性が生まれてくるのではないかという試算になります。これをお金に換算、仮にですね、してみると、年でいうと 1200 万円ぐらいの増加要因かなということでの試算をお示ししておきます。こうしたことを踏まえてですね、今日、視点 1 とありますけれども下段の方に、影響というのが騒音だったり振動、排ガスと

というのが少なからず増えるだろうということは想定されるので、このトレードオフ的にこれに変わって、北川原公園の環境が良くなる、周辺環境が良くなるというメリットが得られるとか、そういった視点で考えていく必要があるのかなということです。評価視点の②③ですね、あの、運搬距離が延びて、ゴミ収集作業に影響を及ぼして、あの言ったら、CO<sub>2</sub>の増要因にもなるので、そうしたことを踏まえた解消策でいいのかどうかといったことになります。で、大きな見解でいうと、各市からですね、環境影響評価案に係る見解書というのが出てまして、公式的には各自治体から環境配慮すべきだよねと、環境保全すべきですねといった、総じたご意見が出ています。なので、そうした環境負荷の要因になるところについては一定の配慮が必要だろうというところでの整理です。

事務局

すいません、若干補足をさせていただきます。12 ページの右側のところをもう少し詳しくご説明をさせていただきます。2市の迂回、北側の方にですね一本化に伴いまして、今想定してるのが日野橋経由ということでございます。図上で計算しますと、4キロほど今のルートより伸びるということになります。そうしますと、1時間当たり大体20キロぐらいということで考えますと、1台当たり12分多くかかってしまいますということでございます。それを全体の毎日の車両にかけますと、1日14時間増えるということになります。1台あたりですね稼働時間を6時間と仮定しますと、大体2.4台分、1日で増加するというような作業、というかそのぐらいの台数になるということですね。1日あたり、その費用として、もう概算ざっくりですけども4.5万円に換算しますと約1200万ということでございます。なので、はいこのような影響が出るということでご理解いただければと思います。あと、他市への影響で載せさせていただいてるんですけど、意見ということで載せさせていただいてるんですけど、これはあくまでもごみの施設の建設のときにいただいたご意見で、今回プラスアルファ今回の日野橋ルートでいきますと、立川市さんが加わるような感じですね。ただ、あの施設をつくるわけではないんですけども、影響としては立川市さんを一部通行するようなルートになるということでございます。補足としては以上です。

事務局

会長3-(1)で1回切りますか。

伊藤会長

次だとある方策の選定の話になってるので、どうでしょうか。今のところで何か、はいどうぞ。

井上委員

井上と申します。今の日野橋経由で入ってくるという試算になっておりますけれども、前回浅川ベリのルートは使わないということから、プラスチック等の搬入のトラックは、今度どこを回っていくのでしょうか。その数は、今の数値には計上されていないことだと思うんですけど。そこのところがちょっと

いまいちよくわからないので、ご説明をお願いします。

事務局 事務局より回答します。6 ページ目ですね、今映させていただいてる、あの、浅川ルートへの搬入を多摩川ルートへ統合した際の影響ということで整理をさせていただいた台数です。で、延べ台数としては、現在の浅川ルート収集車搬入路台数というのが左側。左側の表ですね。こちらは日野市のプラごみ不燃ごみと、含んだ台数になってます。これが全て多摩川ルートに統合した場合、その右側の表に増える、増えてますよね。集約されたということ、そういう整理になります。

伊藤会長 今のでよろしいですか。他にありますでしょうか。なければ説明を聞いてください。

事務局 では 3-(2)にひとまず進めます。今映してるのがですね、違法性解消に向けた方針です。毎回、おさらいのように映してますけど、この三つについては、必ず頭に置きながら議論しましょうということでのおさらいです。今回、第6回なんですけど、第5回あの振り返りとか、これまでの議論内容経緯を踏まえて、1個1個評価しながら詰めていこうといったことです。で、窪田委員からご意見があったところですけども、検討会設置要領、15 ページですね、の下段のところに、要領の第1条を抜粋してございます。赤で抜き書きしてるんですが、この公園の早期実現、都市計画公園としての早期実現ですね。それからごみ搬入路の公園外を前提とした設置、自然豊かな周辺環境の実現と言ったここに立ち戻りながら考えないといけないだろうということで、あの、つい1個1個のですね、あの施策の優位性みたいな議論になりがちですけども、あのこういった視点でそもそも議論していたといった内容を忘れないようにしましょうということでの振り返りです。なので、これまで5回に言っていた①②③地元で新たな紛争招かないか、豊かな環境作りに資する、将来を見据えた合理的なものかという観点を考える上で、今のあの第1条の内容については、あの前提として考えましょうというそうです。ちょっとその振り返りをした上で、各案のご説明に入ります。

16 ページです。前回からだいぶ進んできている①のシンボルタワー+エレベーター案という案からご説明いたします。先に、今の案の結論形みたいな形で絵をご提示してはいますが、今の、先ほどあったピークの延べ台数、1ヶ所に集約した場合の一時間の延べ台数が月曜日の14時132台というのがあります。この132台をさばく必要があるんで、それを上から下、下から上ということでの往来を考えた場合に、3台、エレベーターが必要だろうというシミュレーション結果になりました。なので、今、あの模型にもありますけど、初めはちょっとかわいらしいペンシル型の棟を想定してたところですが、今のところ、ちょっと細長くですね3台分を集約するようなエレベーターにし

ないといけなような規格検討になってます。あとはエレベーター関連のメーカーだとかそういったところ、専門家にですねヒアリングをかけたところですが、やはり浸水区域に入っているので水につかるという状況も考えなければいけない。で、やはり電気設備なので、締切、水が入ってこない構造体に建築物としてしないと耐えられないだろうという見解回答を得ています。なので、小さいかもしれないですけど右下に水門みたいな黄色のドアがついたような構造体の写真がついてますけど、イメージ的にはこんな水門みたいなイメージです。ガチャッとちゃんと閉まって水が入ってこない構造にできる建物にしないといけないということで、このエレベーター棟の下階ですね、1階地面階の方には水門の扉が必要であることと、RC構造コンクリートできっちりした構造体にしなればいけないこと、浸水で発生する浮力、水に浸かった場合浮いてきますので、そういった構造に対しても、耐える構造にしなればいけない、基礎構造にしなればいけないとか、そういった、あの付加的な要素がございました。そういったことを踏まえると、新規築造と必要経費が入ってますけど32億円ということで結構な額の試算になってしまっています。また、維持管理についての費用関係も、こういった費用になっていて、ちょっとお伝えしておきたいのは、エレベーターの平均的な耐用年数が17年、長くて20年とかそういったオーダーのようなので、億単位での作り替えが、暫定的に30年とすると1回は作らなきゃいけないかなといった整理になっています。案の一つ目なので、この指標のご説明をしておく、右側にブルーの表が入っていて項目内容となっておりますけど、20号バイパスへの接続が必要だとか新規で必要とか、元のものを使えるとかそういった視点と、必要経費、公園減少面積、これ都市計画変更にも関係するものですね、南北の接続がある環境的にどうなのかといったこともあって、そういう視点で各案とも整理をしています、今回の資料としてはですね。なのでそれぞれの案についてこういった指標で、1個1個評価していきたいと考えてます。その上で評価視点の①②③とあるんですけど、これは大きな評価指標としてるんですね。駐車場をどこに確保するのか、周辺住民の景観等を阻害することにならないかとこれは各案に共通しますが、こうしたことがございます。それから③公園の一体利用のための必要経費が適切かどうか、これも全てのあらゆる案に共通しますが、その多い少ないといったことも議論の観点かなと思っています。なので、まず一点目のご説明です。

で、次のスライドが17ページなんですけれども、ここはエレベーターの処理速度、前回までの検討会でも少しお話をしたところなんです。おおむね単に処理速度を計算すると、1台当たり何分ぐらいかかるのかなと。上から下に下ろすだけのサイクルですね。あの実際の運用のシミュレーション、考えを図にしたの



が次の 18 ページです。エレベーターの処理速度が仮にあの先ほどのスライドの通り、一分かかるとすると、ということになるんですけど。あの上の絵が、上から車が入って、また車が入って行って、一旦下に降りる、で出ていくと。次は何も拾わずに、単にエレベーターが上がって行って次の車を待つというのが、上の絵なんですけどそれで 1 サイクルですね、収集車 1 台、1 分半という計算になります。で、もう一方でごみ収集車がリサイクルセンターに入ってきて処理をした後に戻ってきたやつをもう 1 回国道のバイパスに戻してあげるっていうサイクルも想定されるので、それが赤枠で囲ってある下の方の絵ですね。上から入ってきた車を下に下ろして出て、で、空になったところに戻ってきたパッカー車が入ってきてまた、バイパスの方に上がって戻っていくと。そうすると、あの、下から帰る車を乗せるための安全確認とか、そういったことも加わるので増えます。なので、その 2 台、1 サイクルとすると 2 分半なんですけど、下ろして下りたところにまたすぐ乗っていく方が一番効率がいいので、このパターンで計算しますよってしましたよってということのご説明です。こちらでの運用想定というのがそういう内容です。で 2 分半だとすると 150 秒なので、これがエレベーター 1 基 1 時間での処理台数が 48 台という計算になります。先ほどから整理をお示ししたですね、多摩川ルート of 統合後の延べ台数一番多い時間の台数 132 台ですから、132 を 48 で割ると 2.75 ということで、3 基ないと、停滞してしまう瞬間が出てしまうという整理をしました。なので、この 2 ページ前の資料に 3 基の絵を書いたということで、費用面も 3 基のあのエレベーターの費用を積んでいます。ここまでの、①エレベーター案のご説明です。

次の案の説明に参ります。オーバーパス案という名称にしています。これが新規で加わったものですね。今日の中央の模型の方にも作っていただいていますけれども、20 号バイパスに沿った形で、既存の北側に集約したときの搬入路の上をオーバブリッジみたいな形で橋、小さな橋にしてですね、渡すと。そうすると、先ほどご説明していたバイパスの下の空間が 60 m ぐらい公園の往来ができる空間があるんですけど、その空間だけは持ち上げといてあげると、子供たちの往来、公園利用者の往来ができるでしょうという整理です。で、この場合は、一般に歩行者だけが通る場合は、あの 2.5 m あると、建築限界とかその歩行者が通れる高さになるんですね。一方で 20 号バイパスって 10 m ぐらい上に一番高いところ上がってるんですけど、あれは車が通ったりしたが、下が広く必要な場合で、今回の場合は公園利用者歩行者だけが通行できるだけ持ち上げるとすると 2.5 m ぐらい上がってればいいと、ちょっとちっちゃい橋がバイパスの横に平行にできるイメージです。それがオーバーパス案と呼んでいて、北側に集約しながら多摩川ルートのほうに通していくと。この

案については、20号バイパスの接続点は元々今使っている入口を、出入口を使うので、バイパスに対する改修は要らないです。なので、その分の費用は新規築造が6億円で維持管理が100万円とか、交通誘導員については、やはり何だか必要だろうということで1600万円と積んでますが、今後の案に交通誘導員のいくらってというのがいちいち出てきます。それは、あの現状今いくらかかっている、何か所何人というのがわかっていますので、そこから割り戻して1ヶ所いくらというのを割り戻したものを、新しい案で、想定される交通誘導員が必要そうな箇所数にかけて試算したものが出ています。なのでちょっとずつ違うのはそういう理由で、必要そうな箇所にかけてるからということでご理解ください。で、公園減少面積については2600㎡ということで比較的小さいのかなという。やはり、下段の黄色の部分、評価指標①②③とありますが、あの周辺住民さんへの、景観等の障害に何らか施設作りますからという観点といった利用のための必要経費。何億円といったものが妥当かどうかという観点での整理ですね。皆さんの評価が必要ということです。

次参ります。③がアンダーパス案と言って、元々あった案です。元々あったので、新たにご説明することはしませんが、課題として、共有しておきたいのが、浸水区域という整理がされていますから、非常時浸水時には水が入って溜まってしまうということで、そうすると、ポンプアップ等の浸水対策が必要だということでポンプ施設を入れた場合の費用も積んでいて、新規築造として8億円という数字になっています。で、単に水を抜くということはできる、あの技術的にはできるんですが、あの排水ポンプ場までですね、必要なんだろうということに、規模感的にはそうなるだろうということでの想定になっています。で、そうした想定的な物量と試算をした上でお金に積んだと言った内容です。で、必要経費とか公園減少面積南北の接続については数字の通りです。評価指標①②③ということで、こちらに、この案については浸水想定区域の問題があるので構造物を作るリスクを地元も含め容認できるのかと言ったことになります。次参ります。ごめんなさい、補足します、すいません。今、南北の接続部分が10mということになりますので、要は、根川があったり、いろんな制約があって、オーバブリッジよりもさらに制約を受けて潜れる区間が短くなってしまいうことで、南北の接続が10mぐらいしか結局取れないと、せっかくお金をかけて作ったものですね。あの中に行き来できる区間が、他の案だと60m、60m取れてたものが短いですよといったことも一つの評価指標だろうということ。加えます。なので10と書いてます。

次が④覆蓋化案ですね。こちらも前回同様、元々あったプランなので、細かくはご説明しませんが、ボックスカルバートみたいな形で蓋をしてですね、公園とか築山とか、そういった遊び場として提供できる環境にできないかなとい

ったプランでした。なので、20号バイパスへの接続については現況のままです。必要経費が7億から10億ぐらいで維持管理費が2200万、公園減少面積が4500ということで、物を作る面積としては大きいと。南北の接続が4mと書いてますけど、これが現状維持というのの意味は今と同じということです。今、横断歩道がついていて、ガードマンさん立ってますけど、そこと同じ位置だけカバーしながら切っておいてですね。そこだけ往来させるということ想定しています。なので、ちょっとごみ収集車からすると今開けてますから、パッカー車が通ってるなというのが一目瞭然ですけど、この蓋をしてしまう関係で出てきたときの、この視認性とか、そういった危なさはあるんじゃないかなということで評価して①②の南北の横断歩道部の視認性が悪く安全性が低いということでコメントしています。プラス横断部以外は、築山ですから、ちょっとバリアフリーのルートにするわけではないんですけど、あの高低差が生じる、それ遊び場として使えばいいかなという認識であります。評価視点③が公園の一体利用のための必要経費の話と、南北の往来、現状維持ですといった評価になって、次参ります。

次が、⑤スロープ22ページです。こちらが多摩川堤防道路沿いにですね、絵にある通りなんですけど、20号バイパスに直角に、北側の方にリサイクルセンターと逆の方になりますけどスロープをつけて、多摩川道路の方に繋ぐという、堤防道路の方に繋いでいくと言ったプランになっています。スロープ案もこれまでも出ていた案ではありましたが、南側と北側とそれぞれ考えてはいました。南側、先にご説明しますと南側にスロープが設置できない理由はということで江藤委員からご質問があった件。これは模型のところでも全体図で見ていただくとわかると思いますが、東京電力の鉄塔がちょうど立っていて、あるいは用地の整理が難しいような状況になっていることから、南側のスロープは難しいだろうという判断をしました。北側の方の設置で検討をしています。で、新規築造、これも橋みたいなものですね。20号バイパスに新規で作って交差点が新たに出てしまいますから、ちょっとその負荷が考えられます。国道とか警察協議の難しさの話、それから安全対策で側道の設置ですね。国道バイパス自体に拡幅路を作らなきゃいけないかもしれないとか、そういったあの難しい可能性が出てくるのではないかなという懸念点を書いています。必要経費等ということでこれも想定ですが新規築造で10から20億円ということで想定がちょっと難しい要素が多いので、ぶれが大きいと想定しています。維持管理としては100万円ということで、橋脚の点検のことを言っています。それから交通誘導員がやはり発生して1600万円程度と言った整理をしました。公園の減少面積が200㎡ということで、駐車場部分の方にかかっていくエリアになろうかなと想定しています。南北の接続60mというのは、ス

ロープをつけることで、現状の道路搬入路がなくなりますから、かなりオープンな空間は、これは取れるプランになろうかなと言った評価にしています。で、やはりこれも構造物が新しくできるので評価視点①に、周辺住民の景観と阻害の話といった利用のための必要経費というのは同様です。

最後のプランですが、⑥既存搬入路の残置案ということで、今の搬入路を生かしながらやっていくというプランで都市計画変更をするというのが残っています。で、今のままですから、20号バイパスの接続も現況のまま、必要経費も新規築造はらないということで、維持管理は現状かかっているガードマンの費用4300万円はかかりますと。南北あるもんですから他に比べて、統合しない分高くなっている現状があります。公園の減少面積これも現状の話ですけど4600㎡相当が今欠損してる状況ということです。南北の接続が、4メートルが今の横断歩道の箇所のことです。搬入路の幅員を狭められるかというのが前回の振り返りの中で、あの、検討会後の反省会というかですね、その振り返りでご意見をいただいたところでした。パッカー車の車両規格が、幅2から2.5mあるので、現況の幅員が一車線約3mぐらいなんですね。なので、特に今余裕を持った幅員であるとは考えにくいので、これ以上の幅員減少は難しいのかなという整理をさせていただきます。で、評価視点①ですけど、原告団と市との合意内容に沿っていないというこの表現の趣旨は、先ほど申し上げました検討会設置要領の第1条の中で、都市計画公園、都市の本来の形を取り戻すとか、ごみ搬入路の公園の外側への設置を前提としたとかですね、そういった原則論に立ってないだろうということでのあの評価にしています。②③が現状に変更がないので南北の公園の行き来は通路のみといったことです。ここまでの案を整理したのが24ページにあります。で、まだこの段階では、あの評価がどうこうというのは事務局ではできないかなと、やっていません。で、各案を単に整理をして、この検討会でご意見をいただきたいという段階でございます。

シンボルタワーからオーバーパス、アンダーパス、覆蓋化、スロープと並んでますけれども、オーバーパス案について、ここで今日、あの欠席の金子委員から、ご意見をあらかじめ預かってますので、少しお伝えします。金子委員の見解として、あのこの後皆さんも当然ご意見聞きますけど、金子委員からは、オーバーパス案をしたいということでご意見あずかりました。金子委員はオーバーパス案はオーバブリッジという名前の案の名前がいいんじゃないかと。その推す理由なんですけど、他の案に比べて、費用が既存搬入路残置はちょっと置いておいてですね、他何か作るという案の中では、比較的費用が少なくて済むということと、オーバーパス案は日野市の北側、日野市の公園なので、市の用地の中で解決だとか判断ができる数少ないプランだろうという評価だ

ったことと、元の今の出入口がそのまま使えるプランなので、国道とか警察の協議事項が少なく事務処理解決が比較的早く見いだせるのではないかとこの評価だということでした。心配事としてデザインとか見え方、騒音、そういった懸念点はありますねというご意見をもらってます。オーバブリッジ案については新しい案ですので、今日皆さんのご意見をいただければなとは、思います。

次に 25 ページ参ります。方策の選定の中であわせて周辺環境についても考えていきたいと思いますというのは皆さん一致してたかなと思いますのでこちらについても整理をしています。これまでご提案いただいた環境改善の方向性について、いくつかありました。旧可燃ごみ処理施設の解体とか、あの公園内に樹木を植樹増やしていきたい、防災機能の拡充、来場者休憩スペースや屋内遊び場共同処理についての学習展示を行う建屋の新設、静音化のため 20 号パーパス沿いに障壁等を設置、公園と広場を繋ぐ人道橋の設置、浅川南北を往来する人道橋の設置、もしくは交流センター近傍に公園面積を確保とかですね、こういった内容をいただいていたので、こちら金子委員からも、あらかじめご意見いただいていたので、少し補足しておきます。金子委員からは旧可燃ごみ処理施設の解体は最優先にすべきだろうという見解でした。これは今の物が残っていると、周辺環境の悪化と安全面での大きな課題が、というふうに考えていらっしゃるということでした。で、こうした案を同時並行で、搬入路そのものの議論に加えてしていきたいところなんですけれども、この周辺環境の改善の方向性につきましては、長期的な課題なんだろうということ、統合、この検討会だけで、具体の検討はなかなか絞り込みが難しい状況だろうというふうに考えています。事務局としてですね。で、他の、次の協議体の方に継続して議論していくということを申し送るという前提の方がよろしいのかなということ、今考えているということをお聞きいただければと思います。次の 26 ページが、あのそうした皆さんからご提案のあった先ほどの各事業に対する概算額を整理しています。浅川堤防道路の改修について、760 m ぐらい、結構長いんです、あります。1.3 億円ぐらいかかるのかなと。それから旧可燃ごみ処理施設の撤去、これは撤去だけでなくもろもろの回収含みますので 15 億円等の総額の試算になっています。浅川人道橋の整備、これはちょっと作るものによるので、試算のしようがなかったので未定としています。それから休止の旧日野療護園の取得これも未定。広場整備は 8000 万円ぐらいではないかなとか、そういった試算。落川交流センターの建て替えで 4.5 億円とか 20 億円相当の費用が今のところ上がっていますといった整理でございます。会長ここまでお願いします。

伊藤会長 新しい案も含めて、いくつかの今説明と評価というか、課題みたいなものが説明されましたが、六つですね。それぞれについて何かご意見なりありますか？

浅海委員 浅海です。単純なまず質問なんですけど、最後の 25 ページのこれまでに提案いただいた環境改善のリストアップがされてると思うんですけど、浅川南北を往来する人道橋の設置と書いてあるんですけど、これ人道橋ですか。遊歩道じゃなくて。浅川南北を往来する人道橋って何のことかなって思ったんですけど。下の浅川堤防道路の改修ってのがこれが遊歩道化の提案じゃないかと思うんですけど、それが入ってないないので、それがひょっとしてその間違いじゃないのかと思ってらるんですが。

事務局 一番右端にある浅川人道橋の整備というオレンジのあの多摩川の交差部の。その何の違いがあるのかってそういう問いでいいですか。浅川の方は今のお示したあの広い浅川の人道橋で、公園と広場を繋ぐ人道橋の設置というのは江藤委員からご提案のあった周辺環境の中でのその今分断してしまっているところを、流域側の広場、バイパスの南と北を結ぶ人道橋のことで。人道橋、遊歩道でもいいんですけど。

事務局 すいません、前回江藤委員の方からご提案があった内容で、前回委員の方は既存の搬入路の残置案の、残すのであれば南北を繋ぐ人道橋のようなものがあるといいんじゃないかっていうご提案があったのをそのまま、すいません載せさせていただいたというところで、すいません。26 ページの浅川堤防道路の改修っていうのが、遊歩道化するかどうかはあれですけども、そういう整備にかかるとしたら大体概算このぐらいかかるんじゃないかということ、これが遊歩道も含めた改修ということで、あくまでも概算額を出して。それはすいません、申し訳ございません。記載ミスです。落ちてるといって、すいません申し訳ございません。

浅海委員 これが確認したかったことです。はい、ありがとうございます。

村木委員 村木です。資料の 11 ページなんですけども、この課題整理の前提として、ルート変更を行う解消策の目的は公園の南北の一体化ってあるんですけど、これってもう前提条件、検討の前提条件になっているのかということ。要は、公園の南北は一体化した方がいいと思いますが、今の草っぱらって遊具あるところを一体化する意味といいますか、それっていうのはどうしてもマストなのかってところが引っかかっています。それに対しては、二つあって、一番最後に長期的な取り組みだからといって次の検討会にパスされる公園の内容。これがわからないと、僕は南北を一体化するべきかどうか、あるいは草っぱらで今のまま置いといても別に構わないんじゃないかっていう考えもあるんじゃないかなと思っています。ここをどう、どういう前提でこの先議論していったらいいのかなってところで、質問です。

- 伊藤会長  
村木委員  
事務局
- それ誰に対する質問って、事務局ですか。
- まず事務局の説明資料の趣旨を聞いた上で、あとは委員長のコメントをもらえればと思います。
- はい 11 ページ目の検討課題の確認についてということで、事務局としてですね、これまでのご意見を聞くと、皆、南と北の公園が搬入路で自由に行けないところが課題であるということがいくつも言われてまして、目的を端的に整理すると、そこが自由に行き来できるように他に搬入路を持ってくってということが目的じゃないかということで、これがマストということではなくて、そういう議論をしていただくために、簡潔に整理をさせていただいたというところでございます。自由に行き来できる、どのくらいの範囲だっていうと、最大でも 60 m ということで、赤く塗られているところが 60m あいてます。ただし、石田大橋の上がかかっているような状況で、そこを行き来するために搬入路をどこにしようかということも議論をしているのかなということで整理をさせていただきました。なので、そこが目的かどうか、それがいいのかどうかというところは、今回の検討会でご議論をいただければなというふうに思っていて、検討する上での整理として書かせていただいた。そのためにはですね、流域側のところは、あの構造物ができないという条件がございますので、そこは都市計画というか公園に戻した中で、北側にですね、搬入路を 1 本することが、必要条件なんじゃない、条件が必要なことなのじゃないかということで搬入路の一本化が必要というふうに書かせていただいて。そこも含めてご議論をいただければなというところでございます。
- 伊藤会長
- マストかどうかというよりは、何か今の現状をそのままじゃなくしてお金をかけて、その何か改善するっていうことであるとするとその改善の非常に大きな部分はやっぱりここが危ないとかいうのも含めて、分断されてるって、搬入路で今の分断されてるっていうものが、改善されることが非常に重要な代償じゃないかっていうそういうふうに僕は理解をしているんですけども。なんかすごいお金かけて作ったらいけど、そこそこのことも改善されなくて、っていうことでは見合わないんじゃないかっていう議論が前回までのところであったのではないかと理解をしていますけれども。他の方の受け取りが何か。
- 窪田委員
- 24 ページの方策の一覧がありますが、最後の既存搬入路残置ということについて、この委員会として僕は留意しておく必要があると思いますのは、ここで既存搬入路残置では、新規築造は確かなしとなるんですけどね、現状認めるんだから。しかし、私どもが考えておかなきゃいけないのは、公園を 30 年間道路にするというマイナスコストをしっかりと認識しておく必要があるのではないかということですから、この表に付け加えたいと思いますかね。政策判断

の正当性が、要するに公園計画を30年間凍結してしまう、道路にするっていうことが、政策判断の正当性を持つのかどうかというときに私はやはり、マイナス要因として、公園作りを30年間凍結すること自体が問題なんだという提起をぜひ検討していただきたいと思います。ですからコストを論じるならば、公園を公園でなくするということのコストを考えなきゃいけない。私はざっと道路の面積の時価評価の2分の1くらいはマイナスコストとして考えるべきかなと思います。以上です。

伊藤会長

はいどうぞ。

江藤委員

江藤です。窪田先生のマイナスコストというのは、これもうでも載ってる案は全部、都市計画公園内に何か作ったり、作らなかったですけど車を通す、エレベーター道路全部そうですけど、全部全部同じことっていうことですか。既存残置だけそれを見るべきだということですか。

窪田委員

既存残置については丸々そうだということですね。

江藤委員

わかりました。そうするとあの資料に載せてくださってる公園減少面積っていうのが、結局時価の2分の1なりを単純に掛けてそれがマイナスコストだということで大丈夫でしょうか。

窪田委員

それから、あの他の案が、これはちょっと行政の方の判断もお聞きしたいんですが例えばアンダーパス案とかオーバーパス案というやつは、公園として、地面使ってるわけですよね。例えば兼用工作物とかっていう考え方に該当するのか、いずれにしても、公園面積からそこが削れるってことはないんじゃないかと僕は思うんですけどいかがですか。

事務局

事務局です。今のところ、アンダーパス案も覆蓋化も兼用工作物としては認められないんじゃないかということで、今回は試算をしています。

窪田委員

ですけれども、なぜ兼用工作物と認められないと考えるんですか。

事務局

今回ちょっと私の方も実際にですね、協議を正式に協議をしているわけではないですけれども、アンダーパス案でいくと、10m部分がですね南北の往来で平場になるというところがございますので、その部分は、できるかどうか、大部分がもう地下化されてそこが蓋をかけられなくて、アンダーパスの上の部分が見えるような状態にならないので、そういうものを作ったとしてもそもそも兼用工作物には、長ければですね、大半が覆蓋化されて上が自由に使えるものであれば、兼用工作物と認められるのかなというふうには思いますけれども。ちょっとそういうような判断をさせていただいております。あと覆蓋化については、基本的には兼用工作物の例の中で、地下化とかですねそういうものが例になってる中で覆蓋化は、何だろう、そういうのには載ってませんのでそこは難しいんじゃないかというふうには思っております。

窪田委員

よろしいでしょうか。訴訟の際に東京大の先生から意見書をいただい



て、その意見書の一部にですね、地下化とか、空中化をすることによって、公園を削らなくてもよくなる、つまり経由、それを兼用工作物と言えいいのかもしれないけど、いずれにしても公園面積を削らなくても良い方法があるとそういう意見が出てるんですね。これお読みになっていただいといますけども。私も少なくとも例えば空中化して、オーバース案ですよ、公園に出入りする60mなら60m幅では、公園として自由に使えるわけですので、そこを公園面積から削る必要はないと思うんですね。そこをある程度具体的に検討しないと、全部が同じように公園が削られちゃうじゃないかっていう乱暴な議論になりかねないと思って心配してるんです。

事務局 事務局です。公園の面積の減少の大小でご判断されるっていうのも一つの評価としてはあるでしょうけども、いずれの案にしても入口だとか、そういうところは地上に搬入路が出てきてしまいますので、その部分は減少するんだろうと思います。どちらかという、今回ご提案をされさせていただいてるのが、いずれにしても都市計画変更は少なからずあるだろうということは、共通認識で、それは持つてると思うんですけども、あとはその南北の公園の往来が、効果としてですね何かやったときに最大60mできるのに、どれだけ費用をかけるのかとか、どういう、その効果のためにどこまですることを提案できるのかというような、そういう観点でちょっとご議論いただければなと思って。公園の面積はおっしゃるようにですね、減らさなくていい部分は減らさなくていいと思うんですけども、それはすいませんまだ全然協議は、この段階で協議ができませんので、ちょっとそこら辺はですね、今後の検討の深度によってですね、関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。

伊藤会長 窪田委員は、さっきのマイナスコストの算定で公園として使える面積のところがある案があればそこはマイナスコストとしても評価しなくていいんじゃないかと。というような趣旨ですか。

窪田委員 そうですね。いずれにしてもこれを全部ですね、全部並列に置いて、いずれにしても公園面積が減っちゃいますっていうような議論では僕は、方策を選定して具体的な材料にはならないと思うんですね。この案ではどういう、いくら減るのか、この案ではどうなのか。公園面積が減るという中でもですね、どの部分が減るのかによって意味が全然違ってきます。公園の南側の公園これから作ろうとしている公園部分での広場部分との接続にあまり関係ないようなところが、例えば東電の電柱、鉄塔の近くの部分とかっていうんだったら、あまり関係ないから減ってもいいわけです、ある面でね。うん法律的には別措置をとるにしても、実際上はあんまり影響ないわけです。やっぱり今の段階、もうここまで作業が来てますから、ここはもう少し具体的にこことこの部分が何㎡、この案ではですよ、この部分が何㎡公園として削られます、代替措置

が必要でとかってより具体的に検討して検討する必要があるんじゃないでしょうか。

事務局 事務局側の整理の確認です。で、あの窪田委員のおっしゃってるのは、わかったつもりで聞いたんですけど、都市計画変更の対象になる面積と実際の公園としての有効的なその機能の分が欠損する部分を開けて面積を表記しなさいと、評価の対象として整理をしなさいとそういう趣旨で良かったんですか。違います？

浅海委員 私も窪田委員と同じようなこの今回の資料の作り方は懸念があって、それで表示の仕方と言うと、今例えばですね、オーバース案は 2600 m<sup>2</sup>が公園減少面積範疇に入ってますけれども、これって実際に今、窪田委員がおっしゃったように、60m 部分というのは、場合によっては、公園面積にしていいですよとなる可能性もあるわけです。だからそこをちゃんと明記して書いていただければいいんですけど。だからこの、場合によっては公園面積減少は、わかりませんが、1000 何百 m<sup>2</sup>ですか。それでそれと同時に僕はやっぱり窪田委員がおっしゃってることの重要性の意味は、そもそもが都市計画公園としては一体的に、南北の部分を一体的に都市計画決定されて、公園として環境に資するだろう、そういう判断を計画は決定されけれども、そこを分断するような今道路の設置になっているわけですよ。そこのところは、その面積以上に一体的な公園としての性格を担保できるかという意味でも大きな部分だと思って。そこは窪田委員のマイナス評価的なものもありかなと思っています。

事務局 事務局です。その表現の仕方がですね、ちょっとご指摘は受けます。でも今回の評価の視点のところ、南北の接続のm数を載せさせていただいてます、面積ではないですけども。そこが効果というかそういう観点でちょっと簡略化しすぎかもしれないですけども、そこで上に屋根があるとか、何かいろいろありますけれども、接続部分の評価としてどのぐらいかという評価で、そういう表記をあそこにさせていただいてますので、ちょっと面積がそれが 60m 欠ける、10m 減るんじゃないかとかそういうものがあるので、それは次回の表記の仕方考えますけれども、一応評価としては、効果としては、どのぐらいの幅で行き来ができる施策なんだということを書かせていただいている、表現をしたつもりなので、すいません書き方については改善しますが、そこも表記をさせていただいてるということで、ご認識いただければと思います。

伊藤会長 何だっけ、根川のすぐこっちから 60 メーター通じますって、そのゾーンが書いてあるんですけど、ここまでは下行けないんです。この斜めに上がってくる部分になっちゃうから、だからもうちょっと行ってからは自由に通れるんですけど、逆にこっち側は今度こっちのこれの関係で、あの行き来できないじゃ

ないですか。だからでもこの橋の下は使えるんですよ。だからちょっと行き来できるところが60メートルよりもこの場合、減っちゃうんだけど、公園面積としては、面積だけ数えればこっち側の下も使える分は増えてるので、幅で言うのか、その面積で言うのか微妙な言葉にはなりますけどね、この案は。

事務局

すいません、ちょっとそこで説明としてわかりづらかったかもしれないんですけど、こちらの11ページのところが最大で通行、使えるというか公園ができる幅が、根川から今の通行できる4メートルの幅のところの幅が最大ということでそれが約60mぐらいの側の手前までがですね。写真で見るとこの範囲ということなので面積でいうとそれ、そうですね。石田大橋の下の部分も公園みたいな広場みたいな利用ができるのでそこは効果があるかなど。いうことで、すみません、面積表示ができなかったのはあれですけども、そういうふうになんかちょっと表現をさせていただいて、ご理解いただければと思う。

伊藤会長

他いかがでしょうか。

地元

23ページになるんですけど、私達がこれ推奨してる案なんですけれど。その中でですね、原告と市の合意内容に沿っていないということが書いてあるんですね。とりあえずね、私達の方ではですね、市長から説明あった部分なんですけど、裁判ではですね、都市計画法違反であったと。あの道路が都市計画法違反、要するに手続きを踏んでないから、都市計画法違反であるということだと思ってるんですね。ですから私達は、新たに都市計画上の変更の手続きを踏めば、これが認められるということだから、今の現状を保ってほしいということを中心主張してるんですね。それで先ほどから言ってる、両方から通れなきゃいけないとか言ってもですね、この間も言ったように、草っぱらでですね、誰も利用できないようなところをですね、ようやく向こうにごみ焼却場ができるので、公園らしく作ったと。その公園らしく作ったときも私達の意見は反映されて今の公園は作ってあります。それから右側の方、図で右側の方はですね、東京都の土地ですよ、あれは、一部。だから、東京都が太陽光パネルをつけたいと言ってる土地ですよ。だから公園じゃなくて太陽光パネルを付ける土地になっちゃうかもしれない。それはうちの方で今反対してるんですよ。この反対をうちの方の自治会がいいですよと言え、喜んで作っちゃうかもしれないというような立場なんですよ。やっぱり今反対してるのは、うちがあそこを有効的にグラウンドとして使いたいということ、東京都の方にも申し出て、全部太陽光パネルの予算化もされたものをですね、私達が言ったせいではですね、東京都は予算ついたものを流しちゃったんです1回。だから皆さんが言ってるように、机上でですね、うちの方の自治会がそんなこと言うなら太陽光パネル作っちゃいなさいよと言った場合ね、相当全部使えなくなっちゃうらしいんだよ。だから、私達の自治会の意見っていうのは、非常に東京

都も反映されますし、重要であると思うんですけどね。それで例えば今作ってるですね、右側の東京都の話は別としてですね、一体化で利用しなければ、例えば野球場のでっかいのを作るとかそういうんじゃなくてバスケットコートを作りたいとかですねいろんな目的があればですね、別に通路があればいいんじゃないかと、それほど一体的にゴルフ場じゃないんだから、一体的に利用しなくてもいいんじゃないかと、個々にあってもいいんじゃないかと私達は思ってる。そういう部分で現状の通路を残して、不足した部分については、近郊に公園を、面積を確保しましょうと、そういうことでいいんじゃないかと思うんですけど単純な意見で。申し訳ないんですが、以上です。

笠間委員

すいません、笠間です。私はですね、やはり現状の横断歩道があって、ガードマンさんがいて、それでそこをよくお子さんが通ったり住民が通ったり、歩いたり自転車を持って、全てガードマンさんがいないと成り立たない南北の行き来なんですよね、今現状ね。やっぱりそれはどう考えても公園としてのやっぱり機能を果たしてないなっていうふうに、すごくよく私北川原公園行きますけど。つくづくそう思うんですよ。やはり公園って、子供たちとか大人もそうですけど、こう行って、向こう行って遊ぼう、こっちへ来て遊ぼうっていうふうに最低限そういう場所の選択っていうのは、自分たちでできる。そういう場所であってほしいなというふうに思うんですね。だから私としては、やはり公園の中にごみ搬入路があって、ガードマンさんに守られなければならない公園って、どう考えても公園ではないなっていうのが私はすごい実感を思っています。だから南北の一体化と、南北の接続っていう部分では、現状の残置案っていうのは約4mですね。それは確かに通路という形にはなってますけれども、やはり60mであるか、60mから少ないにしても、少なくともあの通路よりは広がるわけですよ。だから、私はやはり現状のままの残置案というのは、私としてはちょっと違うかなというふうにずっと思っています。以上です。

伊藤会長

いくつかの案を検討するというのは、この委員会の役割なんですけど、地元の方が、このままでもいいんじゃないかというご意見はわかるんですが、改善されればさらに良いのではないかと思うんですが。同じような一体化することは同じような何か公園、同じような感じの公園にするってことではなくて、あの全然原っぱっていうのも魅力があるので。人工的に作ってるのは整備されてる公園と原っぱみたいなものが違う場所があることがいいと思うんですよね。ただそれが安全に行き来できればさらについて、そういうことはあるんじゃないかと思うんですけど。だから一体化っていうときに、行き来が安全にもうちょっと自由にできるっていうのを今言われたんだと思うんですけど。それが、何ていうかな、違法性を解消するというところで、また多少お金はかか

るかもしれないけれども、何て言うんですか、一体化も獲得できれば、その改善案としては価値があると。そういうことかなというふうに思っはいるんですが、他にご意見がありましたら。

地元

道路を渡ることが危険だというお話があったんですが、それは子供に交通规则を教えるためのものとして、きちっと整備をすれば全然問題ないんじゃないですか。逆に。そういう公園だというふうに、整備をすればいいんじゃないですか。それは小さいお子さん、中学生、高校生、皆さん、自転車の乗り方、いろいろ守らない、大人も私もそうかもしれないですけど、守らない部分があります。そういうものを守っていただくための、そういう公園も含めて考えればいいことだと思います。それとあと、土地の広さがどうのこうのと。今回の議論の中であんまりにもくだらない議論だと私は思ってしましまして、他の私も既存の搬入路の案が一番いいんじゃないかと思うんですが、他の案もいろいろ出てて、そのオーバーストとかアンダーストとかいろいろありますが、ただそれを構造物を作ることだけを考えて、例えば 3-(2)の、防災機能の拡充とかありますよね。そういうものに利用できないのかと。アンダーストのところの穴が掘った部分に、浸水したときの水を溜めるため池みたいな形で使えないのかとか、オーバーストの部分の道路は逃げてきた人が上に登れるような、ちょっとした設備を作って、水害から命を助けられると。これはエレベーターだってそうですよね。エレベーターの搬入のところに人がいければ、あの多摩川が氾濫したときに命が助けられると。それも考えてそこら辺のものをちゃんとご説明していただかないといけないかなと思います。ただ物を作るってどうのこうのという、あの道路からごみ収集車が入ることだけを考えることだけじゃないと思います。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。貴重な指摘だったかと。他に、今日のいくつかの案についていかがでしょう。

地元

今までいろいろ聞いてきましたけど、皆さんの言ってることって、できてからのことですよね。公園の面積どうのこうのとか、細かくそれをマイナスコストに入れなさいとか言われていますけど。このね、何か構造物を作るとなれば今の搬入路をほとんど使えなくなりますよね。そのときのバッカー車の行く道はどうするんですか。他所、周りの道を使えばいい。そうすれば周りの住民に対して、健康的にも精神的にも負担をかけるんです。そういう負担というのを、公園の金額どうのこうのを言うんでしたら、周りの住民に対する健康的、精神的な負担もコストに入れてもらいたいです。もうすぐできるものじゃないんです。もう何年かかかります。そのためにも、また重機が入って工事、騒音や排ガス。バッカー車、ハイブリッドになるといろいろなってますけど、重機なんかもそのまま排ガス出します。もう周りの住民またそれを吸わなきゃ

なんないんですよ。騒音も出ます。何か構造物を作るっていうことは、また周りの住民に、精神的にも健康的にも負担をかけます。もし公園の金額をどうのこのマイナスコストであげなさいって言うてるんだったら、そのための住民に対する精神的、健康的なコスト、マイナス要因を数字に出してもらいたいです。以上です。

伊藤会長 この表この段階の表だとあれでしたっけ。その工事の期間みたいなやつは今、評価してないでしたっけ。

事務局 はい、事務局です。今回の整理の中では評価してないです。入れてないです。その事業の規模的なところの整理は一旦したことがありましたけど、皆さんの議論の中で、それ以前の問題だなという気がしました。一旦、期間とか、そういうことよりも形、あり方みたいな議論で一旦整理をしています。

伊藤会長 若干絞って、今六つ上がってますけど今のご指摘を受けたようなことも含めて、さらにその絞った案の中で、より効果が高いあるいは現実的な案はどれかというそういうプロセスになりますかね。

浅海委員 ちょっと今のすいません。関係してちょっと確認なんですけれども、そもそも、この検討会が、周辺の環境を豊かにする。そういう方策も含めて、要するに搬入路のルートだけでなく一体的に考えましょうというふうに要項も変更したと思うんですけれども、25 ページで、別の協議会でやるっていう全く分けましょうという話が出てきてるんですけれども、要綱上どういう整理をされたっていうことなんですか。それと整合してないんじゃないのっていうことを言いたいわけですね。っていうのと、ルート変更、プラス周辺環境の改善策とのセットで、この検討会として提案を出すっていうふうに、要綱上を考えられるように変更したと思うんですけれども。その道を急に閉ざされたという印象が。そこにちょっと違和感を感じています。

事務局 事務局です。そうですね、提案ということで、例えば前回いただいたご提案ですと、既存の道路を残す残置案なんですけど、例えば公園を整備するとか、いろいろなところを条件としてというようなご提案をいただいたのは確かでございます。ただ、そこを具体的に検討するまで、ここの検討会でやるのかっていうのは、ちょっと違うのかなというところで、それはもう長期間かかることもございますし、そこら辺は次の協議会で、委ねてはどうかというところで書かせていただいて。ただその要綱も改正をして、その豊かな環境についていうところもありますので、そこら辺は方向性とか、それを示すことは検討会で十分提案というか、あの報告はしていただいて構わないと、構わないというか私が言うのもなんですけども、そこがそこそこで要綱を改正した意味、意義というか、こういう出ている提案をいただいていますので、そこで、いくつか絞るなりそのままのあれですけれども、そこを今回の解消策、そもそもの都市計画法

違反を解消する解消策に合わせて、こういう方向でっていうのは、報告をしても全然構わないということで、要綱も書いてます、書いてますしそこは整理したんですけども。ただそこが、実際、具体的にどうするんだっていうのは、さすがにこの検討会ではなくて次の組織でやることかなと。そこがまだ担保されてないよということであれば、具体的に組織はどのくらいの時期から実施するとか、組織はこういう組織がいいとかぐらいを提案してもいいのかな。ただ、具体的にどうしましょうとかっていうのはここでは少し難しいということで書かせていただいている内容でございます。以上です。

浅海委員 うん、はい。今の話で言うところの委員会として、ルートは一案になるのか複数案になるのかわかりませんが、それと周辺環境の改善については、我々この委員会としては、このようなものをそのセットの案として、提案しますっていう、そういう提示の仕方はあるということでもよろしいということですね。わかりました。それが確認できれば。

地元 続きなんですけれど、また原告としての合意内容っていうのがありますよね。私達は地域住民と市長と約束した事項、それがまず最初に前提にあって、それで市長の方からですね、原告と市長との合意内容っていうのについて、市の方から一切説明を受けてないんですよ。だから、食い違いも出てきちゃう。私達は、住民的にはクリーンセンターができて、小金井・国分寺と一緒にやるということについてですね、最終合意したときについては市長の方から、近隣住民には迷惑かからないように、現在のルートを使いますと、作りますというふうな説明を受けてると。それで裁判で負けたら、今度原告と市長だけの話し合いができちゃって、何か合意内容ができちゃったのかと、私達はそんなのは認めないと。私達は最初に市長と約束したものを絶対守るという意識、後の市役所の方から、こういう合意内容になりましたとかいう部分にはないと。それはあれですか、和解か何かの条件でなったんですか。裁判はでも決定されたんですよ、判決が出て。そのとき条件で何か合意内容みたいなを提示しろとか、何かそういうものがあったんでしょうか。そこらへんちょっとわかんないんで、それ事務局の方でちょっと説明してください。

窪田委員 今ご意見がありましたけど、合意の当事者として座っていますので、当事者からお話させていただいてよろしいですか。今日の資料の15ページに、検討会設置要領第1条が記載されておりますけれども、合意のポイントはここに表現されております。北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置、自然豊かな周辺環境の実現が求められていることを踏まえて、技術的財政的に最大限努力しましょうという合意なんです。ですから、ここには技術的、財政的という一つの条件付けがありますけれども、ともかく公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置

について、可能な限り努力しましょうっていう合意です。ですから私達も今日一つですね可能な限り努力しましょうということですので、一つのこの視点からの問題意識として、私個人は今日のいくつかの案の中で、エレベーター案ってのは30億円くらいかかりそうだっていう話が出ていますので、もし金額的にこういうものであれば、原告の一員でもあった私としては、それにこだわるわけにはいかないかなと。もっと技術的、財政的な条件のもとで最良な案を考えればいいわけだからというように考えています。ですけども技術的、財政的などが最大限、搬入路は公園外に作って公園は公園として整備を進めていきましょうっていう合意は、僕は非常に大事な議論であって、ここは新石自治会の方々にもぜひ評価していただきたいと思っています。新石自治会の皆さんがあそこの道路を大事にして、そこを前提に公園作りやまち作りを考えてっていうおっしゃるそこまでおっしゃるとちょっと言い過ぎのような気がするんですね。私どもは技術的、財政的に可能な限り追求するっていう、市との約束事をこの場で実現したいと思って今協議している。私はそういう立場で参加しております。

地元

今おっしゃったことも理解できます。でもですね私達住民は、まず市長との約束を全部大前提に、この道路も作ってると。それでこの設置案、要するに、検討委員会の設置についてはですね、私達住民に一切説明がないと。だから私達はどれを重視するかっていうと、やっぱり市長と最初の約束を重視すると。やっぱり検討委員会の方々の意見もわかりますけど、私達住民全体には最初の案しか聞いてない。それでやろうということになって全部できたと。それをですね、皆さんお金がいっぱい30億かかる10何億かかると言いますが、あれは小金井・国分寺からですね、いただいたお金が確か70億。まだ、金額もいただいてないものもあります。実際に向こうもいっぺんには払えないですから、小出しで出しております。そのお金をですね、それは地元環境整備に使ってほしいということで、国分寺・小金井から出てます。それを私達は有効に使わなきゃいけない、無駄に使ってはいけないっていうことを大前提に考えてます。私達の地域の環境整備にも、やっぱりお金は必要だということで、市長の意向でですね、市民体育館に一部17億ぐらい使われちゃったんです。それはそこは私達も利用するから、しょうがないのかなということで納得はしてるんですけど。そんなことで、私達は基本的にはそういうものについて、市長の方から説明を受けてない部分が出ちゃってるんで、それについてはやっぱり私達も自治会を背負ってるというか自治会の方で合意した内容ですね、皆さんに伝えなきゃいけないので。デモをやったり、いろんなことをやって自治会として、ここで自治会としての反対運動は終結するという案を、私が自治会長のおきに出して、全部自治会の合意、総意によってですね、総会で決まっ



たことなんで、そこまでしか自治会で総意で決まったことはない。この委員会を作るとかいう部分も一切市の方から、説明も受けてない。ですから前の考え方が、私達はどうしても生きてるんです。そこら辺もやっぱり理解していただきたいということでございます。

伊藤会長 はい。この委員会の存在そのものは説明がないっていうふうに言われちゃうと、あれなんです。市の方でちゃんと説明をしていただきたいと思うんですけども。自治会の新石自治会の方と市長さんとの約束、あるいは原告団の方と市長さんとの合意、そういういろいろ違う市長との関係がどうもあるようなんですけれども。もう少し開いた場で、もうちょっといろんな市民の方にも意見をいただいて、また議論していきたいというふうにちょっと思うんですけども。そのときにちょっと今六つもあるんですが、先ほど窪田委員が言われたようにやっぱりちょっとエレベーターは現実から少し外れてるかなみたいな評価がありましたけれども。この六つのとりあえず中で、二つないし三つぐらいに絞ってですね、もうちょっと議論を深めて、そのより広い市民の方にもご意見いただくっていうのはいかがでしょうか。ここでちょっとまだこの段階で、既存搬入路残置案にしますとか、あるいはその他の案にしますとかちょっとこの場では決め切れないように思いますので、2ないし3案を、もうちょっといろいろな工期の点であるとか、防災上の問題であるとか、色々どういうふうに評価をするかというのをですね、もうちょっともう1回ぐらい話した上で、意見交換会でしたっけそういうものも用意されているようなので、繋げていきたいと委員長としては思うんですがいかがでしょう。

窪田委員 先ほどの事務局の方からですね、意見を申し送り事項として扱い決定事項としないという風に言われましたよね。要するに、25ページですね。私は事務局で勝手に決められては困ると思います。それは委員会で判断することで。委員会は市長の諮問機関として市長から意見を言ってくださいと途中で委員からの発言もあって、要綱自体を変えて、言えばもう少し広く物を言えるような委員会として、作り直させてもらったわけですね。その委員会が自分たちの与えられた時間の中で相談して到達した結論は、それは申し送り事項としてお聞きしておきますが、報告としては、お控えくださいっていう議論にはならないと思うんです。これはしっかりと要綱にのっとった意見を出させていただくというのが、僕は前提だと思うんです。事務当局でそういうような見解を、言われることは自由だけれども、僕はちょっと越権だと思います。

伊藤会長 すいません、ちょっと話が離れるわけではないんですが、例えば26ページのように環境改善のもう少し広い範囲での方針というかの目標ですね。話し合うということについて、あの新石自治会の方は別に違和感はないですか。

地元 70億円の中からこういうのも出すわけですよ、26ページは。それがだから、

膨大な金額になっちゃえば、当然私達も地元はまだ整備しなきゃならないものがいっぱいありますから、そんなの困るよという意見は、私は言いますけれど。

伊藤会長 金額というよりは、この北川原公園のやっぱりかなりその差、その何ていうかな、ビジョンをもうちょっと地元の方も含めて、考えていきたいという。金額上できないことも当然あるかもしれないけれども、環境改善という意味で広くこの際考えていくということを僕ら委員会としては、重要な問題だと思ってるんですけど。

地元 私達はですね、前に公園都市計画変更するのについてもですね、失った面積は確保しなきゃいけないだろうと。そのときは代替地じゃないけれど、そういった今ある公園あるいは河川にあるものとか、そういうものに使うのは当然出るでしょうということであり、それは異論ないです。

伊藤会長 個人的な意見ですけど、この委員会を立ち上げる前にあった8回の説明会が、市、日野市全部のがあるんですがそこに全部で出てみて、あの聞いていたんですけども。やっぱり今回の問題を違法性を解消するっていうところにだけに限定するんじゃないくて、もうちょっと広い範囲での北川原公園の将来みたいな視野を持つっていうところが非常に求められているなというふうに感じたんですね。それで事務局との委員会の合間にやり取りあるんですけども、ここはセットでやっぱり議論をさせてほしいと。それを切り離して、委員会で決めることを、何か限定しないで欲しいということは、僕は個人的には毎回、あの川鍋さんに言ってるんですけど。川鍋さんもその役所の立場があるでしょうから、なかなかそのところはこういう25ページのことが出てくるんだと思うんですが。そこはちょっと委員長という立場としても頑張りたいというふうに思っておりますので。あの新石自治会の方ともその部分について、26ページの部分についてはお金だけではなくて、どのようなやっぱり北川原公園全体としての中身を高めていけるのかということ、この委員会の報告として仕上げていきたいなというふうには思っています。そのためも含めてですね、この今日の委員会の前のところで浅川を歩いたというのはその意味も僕は込めてのことだというふうに思っているわけです。

地元 私もですね、クリーンセンター新しく作る時にですね、焼却施設ですね。そのときに私達は反対しました。市長は広く意見を聞きましょうと、全部の中学校区で説明会をやったわけなんです。だから遠く離れたところはいいんじゃないのってというようなニュアンスなんですよ、全部。反対するのはおかしいんじゃないかと、みたいな解釈でやるんですよね。私達地元はですね、反対だと。先日また水銀が煙突から出たというような知らせ、去年も5回出たとか、そういう地元に降りかかるものをですね、皆さん遠くの人にはですね、何とも思っ

てない。それがですね、常に知らされてないのかもしれないけど、そういったものは地元には知らせてありますから。ですから私達はですね、やっぱりあまりみんな遠くの人、みんなに意見聞きましょうって言って広く市民に意見聞くにはですね、やはりちょっと違う部分もあるからだと。そこら辺もちょっと考えていただければありがたいと。

伊藤会長

はい。8回の今回の説明会のときには、北川原公園の将来もありましたけど、30年後に本当になくなるのかと。そこについての非常に疑問も強く出されていて、そういう部分についてもですね、こないだクリーンセンター見学会とかありましたけど、ごみの話とか話も先生呼んでお伺いしましたが、短い委員会の結論として最終的なものを出せないかもしれないけど、30年後のことごみ処理上のことも含めてですね、考えていきたいとふうには思っている。簡単ではないと思いますけれども。

笠間委員

笠間です。今の会長がおっしゃられたことについては、私も川久保さんが言われたように、広域化のごみ処理場を作ることに反対してきた立場で、私は浅川の土手の南側、処理場のから500mというような場所で暮らしていますから、反対もしてきましたし、川久保さんがおっしゃられることは非常によくわかる部分もすごくあるんですね。ただ新石自治会さんだけではなくて、周辺いくつかの自治会、周辺に暮らしている者たちにとっても、声の出し方っていうのはすごくやはり新石さんがすごく頑張ってこられたっていう私も非常によくわかるんです。だけどやはりいろいろ私も自分の新井自治会の方にいろいろな面で発言をしたりとか文書を出したりとか、そういうようなこともしてきましたけれどもやはり、なかなか力が及んでないのが現実なんですけれどもね。やはりここで、この搬入路の問題を考えると、さっき川久保さんが言われたように30年後どうなるの。今会長も言われましたけど、ごみ処理場がどうなるのっていう問題ってのはすごくやはり関係してくる部分なのでね。大きく、この周辺環境も考えつつ、ごみ処理場のあり方も一緒になって一緒に考えていくっていうような方向もやはり持っていけるんじゃないかなっていうふうに思いますし、いろいろ周辺環境の整備っていうのは新石さんだけの地域だけではなくて、やはりあると思うんですね。自治会の近隣自治会ね。だから広く、私はこの検討会っていう形が非常にオンラインで見ている方もいらっしゃるし、要点録や逐語録を作って、やはり広く市民に対していろいろ理解してもらってっていうような方向で動いてるっていうことは、これをまた環境の問題についても継承していく形で必要があるんじゃないかなというふうに思っているんで、広く議論をしたいなというふうに思います。会長がおっしゃることに賛成です。

伊藤会長

そろそろ時間もあれなんですけど、なければ、なければその他に移りたいんです

がいかがですか。

江藤委員 江藤です。ちょっとまた話はそれるかもしれないですけど、事務局に次回までにお願ひしたいところで、どの案も結局都市計画変更、軽微の変更になるのか、根っこからの変更になるのかっていうのもありますけれども、それがそもそももう可能な見通しがあるのかっていう。それがもう駄目だったら全部駄目になっちゃうんで。可能性があるのかっていうのをどこかに相談して、ちょっと感触をつかんでいただきたいなというのと、あと国道にエレベーターにしてもスロープにしても、工作物をくっつけるっていうことになるので、それがそもそも認められるのかっていうところを、工作物はちょっと個人的には、私あの既存活かすかもしくは北一本化だと思ってるので、ちょっとあまり考えてないんですが、もしそれになったとして、そもそもそれが許されるのかっていうところ。都市計画変更と国道に工作物くっつけるっていうのは、いける可能性があるのかっていうのをちょっと知りたいです。感触として。

事務局 事務局です。現段階なんですけれども、やはり関係機関からですね、まず都市計画変更の話なんですけども、やはり違法性を解消するのが第1だということを言っておりますので。面積が減少していた分をどっかで補うとかは行政側としての責任だろうと思っておりますので、そこら辺がクリアできれば、まだ正式には相談はしてないんですけども可能だというふうに今は判断しているところでございます。それとバイパスとの接続ですけども、可否は、言えないです。可否は言えないんですけども、あくまでも事務局の感触なんですけども、表現としては、実現可能性が不透明とかっていう書き方をしてますけれども、相当難しいというか、担当と次回までに相談を、関係機関と相談しても、できないとは絶対に言わないと思っておりますけども、難しいというふうには言われている中で表現としてこういうような表現をさせていただいているところであると。早期にというところでいくと、今の搬入路の入口のところは、いじくらずという案が現実的かなというところが事務局としての。わかりましたすいません。今日協議が簡易にできるという点では、今の搬入口を使用するということが、簡易にできるかなというところで考えてるところで、以上です。

村木委員 はい、村木です。公園面積が減るかもしれない件についてですが、公園面積が減った、減る面積のと、代替地が必要なのか、代替地の取得のあてがあるのかっていうところも次回聞かせていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

事務局 はい、事務局です。わかりました。次回までに関係機関とですね、事前相談ということで、相談させていただいて、次回ご報告させていただきたいと思ひます。以上です。

中谷副会長 1点お願ひしたいんですが、先ほど川久保さんから下水道用地に太陽光パネル

を張るという東京都の計画について発言がありました。地球温暖化対策で東京都が遊休地を作って使ってパネルを張る計画はあると思うんですね。ぜひ自治会の皆さんの反対でストップをしてるんですけど、東京都の考えとしてどういうふうな状況になってるのかっていうことをちょっと調べてほしいということと、太陽光パネル張るっていうことは、10年ないし20年は、そこを使う予定になってないっていうことだと思うんです。2, 3年でパネルやめるっていうことにはならないと思うんですけどね。そういうことを見通しのもとにパネルを張る計画を立てたんだったらね、元々終末処理場を作るといふ際に、都市計画で二重の都市計画を作って、施設の上に公園を作るっていう計画決定してるわけですから、その趣旨に沿ったね活用。今地区広場として活用してますけれど、さらにパネル張る地域も含めてね、公園に準ずる形で東京都に使えるように、地域に開放するように私は求めるべきだと思うんですけど、そういうことが可能なかどうか、このことについて、今回じゃなくて次回までに、確認していただければ助かります。

事務局 事務局です。下水道側東京都の流域下水道の方とは、報告を毎回してますのでその際に聞きたいと思っております。

浅海委員 もう一点だけ、客観的なこととして教えてほしいんですけど、浅川沿いのパッカー車の通路がありますよね。そこの所有者が日野市の所有地なのか、国の所有地なのか。要するに浅川沿いの道路、搬入路で今使っているところ。土手の上のところの。

事務局 事務局です。浅川の堤防道路は国の所有で、市が占用申請を出して、兼用道路という堤防と道路の機能を兼ねるといふことで、兼用道路として使用をさせていただいている、市道の認定もかかっているという状況でございます。

地元 中谷副会長からあったんですけど、東京都はですね、下水道用地の西側、現在の位置ですね今言ってた公園のところです。あと東側にも遊休地がですね、国が何かの監査でですね、やはり遊休地をそのままにしておくのは良くないと、多分これはですね、国の監査か何かであったと思うんですけど、そういう部分で話が始まったと。ですから地元の私達は、全部じゃなくても片方だけでもですね、公園として使って、向こうでなくてもいいから公園として使って、私はパークゴルフみたいな遊休地にさせてほしいというふうな提案したんですね。そしたら言ったように事業が今ストップしてて、向こうも1回買った土地をなかなか市に手放したくないっていうような感覚があるので、それでとりあえずは、予算をストップして、現在は何もしないというふうになっているという状況でございます。中谷さん、それでよろしいですか。

中谷副会長 ありがとうございます。

井上委員 井上でございます。こちらの方に模型がございませうけれども、何でしたっけ、

エレベーター案だけではなくて、他の方の提案も、こういった模型にしていただけならよりわかりやすいかなと思うんですけども。2次の会の方に出ないもんですから、中身の方がいまいち、ちょっと説明、話と文章だけだと、イメージがちょっとこれだけだとわからないので。先ほど60mが途中で少し切れるんですよってお話いただいたから、若干理解できましたけれども、もうちょっと他の方の案についてもこれに付随して色を変えたりして、この方の案はこういう形になりますよっていうなことをやっていただけたら助かると思います。はい、他の方の提案も全部これで反映されている？

事務局 はい、事務局より3-(3)その他についてご説明します。今映ってるのがこれまでの経緯と今後のあの日程予定でございます。本日が第6回検討会で、次回第7回検討会が6月1日(土)予定してございます。そこで、周辺地域との意見交換会、どのように出し方をするかというお話をさせていただいて、7月13日(土)の午前を予定しています意見交換会の開催を予定していると。で、意見交換会の結果を受けて検討会として次、引き取らなきゃいけないという認識でおりますので、第8回はやらなきゃいけないということです。第8回検討会は今のところ候補としてですね、8月3日(土)と8月4日(日)いずれかを、皆様のご都合委員のご都合の中で調整させていただきたいと考えています。はい、その調整は追って、あの事務局からさせていただきます。以上です。

伊藤会長 あと何なんだっけ、いいんだっけ。今日はですねこのさっき僕の方で提案しましたが、二つないし三つぐらいにちょっと絞るディスカッションをしたいんですけど。決めるのは委員会なんだけど一応、これとこれかなみたいな少し合意できたらなと思うんですがいかがでしょう。

江藤委員 いいです、はい。いいですかすみません、江藤です。この後の時間、ちょっと可能であればなんですけど、住民の方の意見ってこと、新石自治会の皆さんの意見が全面的に出てるんですけども。それ以外の例えば、エレベーター何か工作物作った方がいいんじゃないかとか、そういう方がいらっしゃるんであればぜひこのあと残っていただければ聞きたいなと思うんですけど。呼び掛けていただけるものでしょうか。ぜひ。すみません、やっぱり新石自治会の皆さんのパワーがすごすぎてですね、それが全て住民意見の全てになってしまうと私も偏っちゃうので、そうじゃないんだっていう、そうじゃない住民もいるんだという方がもしいましたら、恐れずに、恐れずに、ちょっと教えていただきたいなと思ってますので、時間が許せば一言だけ言って帰っていただくでも構いませんので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

伊藤会長 15分からまたちょっとフリーなディスカッションやりますので、傍聴の方もぜひ、あのぜひ何喋ってるのかっていうのを聞いていただければと思います。

事務局 10分15分ぐらいからですね、ディスカッションをさせていただきたいと思

いますので、お時間のある方はぜひ参加いただければと思います。本日はありがとうございました。